

旅館業法施行細則（昭和61年6月横浜市規則第66号）新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(旅館業の営業の許可)</p> <p>第2条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、第4号から第11号までに掲げる書類（第8号に掲げる書類については、構造設備に係るものに限る。）については、旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受ける場合であって旅館業の施設の構造設備に変更がないときは、その添付を省略することができる。</u></p> <p>(第1号から第12号まで省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(旅館業の営業の許可)</p> <p>第2条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>(削除)</u></p> <p>(第1号から第12号まで省略)</p> <p><u>(旅館業の営業の譲渡による承継承認)</u></p>	<p>省令改正による削除</p>
<p>(旅館業の営業事項の変更の届出)</p> <p>第11条 省令第4条の規定による第2条第1項又は第9条第1項若しくは前条第1項の申請書に記載した事項の変更の届出は、旅館業営業事項変更届出書（第10号様式）により、行わなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(宿泊者名簿)</p> <p>第14条 法第6条第1項に規定する宿泊者名簿は、宿泊者の氏名、住所、<u>職業</u>、到着日時（下宿営業にあつては、宿泊を始めた年</p>	<p><u>第8条の2 省令第1条の3第1項に規定する申請書は、旅館業営業譲渡承継承認申請書（第3号様式）とする。</u></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>旅館業の譲渡を証する書類</u></p> <p>(2) <u>譲受人が法人の場合は、譲受人の定款又はこれに準ずる書類の写し</u></p> <p>(3) <u>その他保健所長が必要と認める書類</u></p> <p>(旅館業の営業事項の変更の届出)</p> <p>第11条 省令第4条の規定による第2条第1項又は<u>第8条の2第1項</u>、第9条第1項若しくは前条第1項の申請書に記載した事項の変更の届出は、旅館業営業事項変更届出書（第10号様式）により、行わなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(宿泊者名簿)</p> <p>第14条 法第6条第1項に規定する宿泊者名簿は、宿泊者の氏名、住所、<u>連絡先</u>、到着日時（下宿営業にあつては、宿泊を始めた</p>	<p>省令改正による新設</p>
<p>(旅館業の営業事項の変更の届出)</p> <p>第11条 省令第4条の規定による第2条第1項又は第9条第1項若しくは前条第1項の申請書に記載した事項の変更の届出は、旅館業営業事項変更届出書（第10号様式）により、行わなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(宿泊者名簿)</p> <p>第14条 法第6条第1項に規定する宿泊者名簿は、宿泊者の氏名、住所、<u>職業</u>、到着日時（下宿営業にあつては、宿泊を始めた年</p>	<p>(旅館業の営業事項の変更の届出)</p> <p>第11条 省令第4条の規定による第2条第1項又は<u>第8条の2第1項</u>、第9条第1項若しくは前条第1項の申請書に記載した事項の変更の届出は、旅館業営業事項変更届出書（第10号様式）により、行わなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(宿泊者名簿)</p> <p>第14条 法第6条第1項に規定する宿泊者名簿は、宿泊者の氏名、住所、<u>連絡先</u>、到着日時（下宿営業にあつては、宿泊を始めた</p>	<p>第8条の2条の追加による改正</p> <p>省令改正による改正</p>

<p>月日)、出発日時(下宿営業にあつては、  転出した年月日)、年齢、国籍及び旅券番  号を記載できるものでなければならない。</p> <p>第3号様式 <u>削除</u></p> <p>第4号様式(第9条第1項)  旅館業の営業者の地位を合併分割により  承継したいので、<u>旅館業法第3条の2第1項</u>  の規定に基づき、次のとおり申請します。</p> <p>第7号様式(第10条第1項)  旅館業の営業者の地位を相続により承継した  いので、<u>旅館業法第3条の3第1項</u>の規定に  基づき、次のとおり申請します。</p> <p>第10号様式(第11条第1項)  旅館業営業許可申請書  旅館業営業合併・分割承継承認申請書  旅館業営業相続承継承認申請書  の記載事項を変更しましたので、<u>旅館業法施  行規則第4条</u>の規定に基づき、次のとおり届  け出ます。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>年月日)、出発日時(下宿営業にあつて  は、転出した年月日)、年齢、国籍及び旅  券番号を記載できるものでなければならな  い。</p> <p>第3号様式 <u>(第8条の2第1項)</u></p> <p>第4号様式(第9条第1項)  旅館業の営業者の地位を合併分割により  承継したいので、<u>旅館業法第3条の3第1項</u>  の規定に基づき、次のとおり申請します。</p> <p>第7号様式(第10条第1項)  旅館業の営業者の地位を相続により承継した  いので、<u>旅館業法第3条の4第1項</u>の規定に  基づき、次のとおり申請します。</p> <p>第10号様式(第11条第1項)  旅館業営業許可申請書  <u>旅館業営業譲渡承継承認申請書</u>  旅館業営業合併・分割承継承認申請書  旅館業営業相続承継承認申請書  の記載事項を変更しましたので、<u>旅館業法施  行規則第4条</u>の規定に基づき、次のとおり届  け出ます。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>省令改正によ  る新様式制定</p> <p>法改正による  条ずれ</p> <p>法改正による  条ずれ</p> <p>新様式追加に  よる改正</p>
--	--	---

食品衛生法施行細則（令和3年5月横浜市規則第28号）新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(営業許可の申請手続き)</p> <p>第6条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、第1号又は第2号に掲げる書類については、営業許可を受けた者（以下「許可営業者」という。）から当該営業を譲り受ける場合であって施設の構造又は使用水（食品又は添加物を製造し、加工し、又は調理するときに使用する水をいう。以下同じ。）に変更がないときは、その添付を省略することができる。</u></p> <p>(第1号から第3号まで及び第3項省略)</p> <p>(営業許可証等)</p> <p>第7条 (本文省略)</p> <p>(1) <u>許可営業者の氏名（法人にあつては、その名称）</u></p> <p>(第2号から第5号まで及び第2項並びに第3項省略)</p> <p>(<u>相続等による営業者の地位の承継の届出</u>手続)</p> <p>第9条 (<u>新設</u>)</p> <p>法第56条第2項の規定による相続による許可営業者の地位の承継の届出又は法第57</p>	<p>(営業許可の申請手続き)</p> <p>第6条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>(削除)</u></p> <p>(第1号から第3号まで及び第3項省略)</p> <p>(営業許可証等)</p> <p>第7条 (本文省略)</p> <p>(1) <u>営業許可を受けた者（以下「許可営業者」という。）の氏名（法人にあつては、その名称）</u></p> <p>(第2号から第5号まで及び第2項並びに第3項省略)</p> <p>(<u>(削除) 営業者の地位の承継の届出手続</u>)</p> <p><u>第9条 法第56条第2項の規定による営業の譲渡による許可営業者の地位の承継の届出又は法第57条第2項において準用する法第56条第2項の規定による営業の譲渡による届出営業者（法第57条第1項の規定による営業の届出をした者をいう。以下同じ。）の地位の承継の届出は、省令第67条の2第1項の届出書に同条第2項に規定する書類その他保健所長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。</u></p> <p>2 法第56条第2項の規定による相続による許可営業者の地位の承継の届出又は法第57</p>	<p>省令改正による新第9条の新設に伴う削除</p> <p>第6条2項ただし書削除に伴う改正</p> <p>見出しの修正</p> <p>省令改正による新設</p> <p>第1項新設による削除及び</p>

<p>条第2項において準用する法第56条第2項の規定による相続による届出営業者（<u>法第57条第1項の規定による営業の届出をした者をいう。</u>以下同じ。）の地位の承継の届出は、省令第68条第1項の届出書に同条第2項各号に掲げる書類その他保健所長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。</p>	<p>条第2項において準用する法第56条第2項の規定による相続による届出営業者（<u>削除</u>）の地位の承継の届出は、省令第68条第1項の届出書に同条第2項各号に掲げる書類その他保健所長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。</p>	<p>項ずれ</p>
<p><u>2</u> (本文省略) <u>3</u> (本文省略)</p>	<p><u>3</u> (本文省略) <u>4</u> (本文省略)</p>	<p>項ずれ 項ずれ</p>
<p><u>4</u> 保健所長は、<u>前3項</u>の届出があった場合において、営業許可証の記載事項を変更する必要があるときは、速やかに、当該営業許可証を書き換えて当該届出をした者に交付するものとする。</p> <p>(営業許可申請事項又は営業届出事項の変更 手続)</p> <p>第11条 (第1項省略)</p>	<p><u>5</u> 保健所長は、<u>前各項</u>の届出があった場合において、営業許可証の記載事項を変更する必要があるときは、速やかに、当該営業許可証を書き換えて当該届出をした者に交付するものとする。</p> <p>(営業許可申請事項又は営業届出事項の変更 手続)</p> <p>第11条 (第1項省略)</p>	<p>第1項新設による改正</p>
<p>2 許可営業者にあつては、施設の構造及び設備を変更した場合は変更後の施設の構造及び設備を示す図面を、<u>使用水を飲用に適する水に変更した場合は水質検査の結果を証する書類の写しを、それぞれ前項の届出書に添付するものとする。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>2 許可営業者にあつては、施設の構造及び設備を変更した場合は変更後の施設の構造及び設備を示す図面を、<u>食品又は添加物を製造し、加工し、又は調理するときに使用する水を飲用に適する水に変更した場合は水質検査の結果を証する書類の写しを、それぞれ前項の届出書に添付するものとする。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>第6条2項ただし書削除に伴う改正</p>

公衆浴場法施行細則（昭和61年6月横浜市規則第67号）新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(公衆浴場の営業の許可)</p> <p>第2条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、第3号から第6号までに掲げる書類については、公衆浴場の営業を営む者から当該営業を譲り受ける場合であって公衆浴場の構造設備に変更がないときは、その添付を省略することができる。</u></p> <p>(第1号から第11号まで省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(公衆浴場の営業事項の変更の届出)</p> <p>第7条 省令第4条の規定による第2条第1項の申請書又は第3条第1項若しくは第4条第1項の届出書に記載した事項の変更の届出は、公衆浴場営業事項変更届出書(第8号様式)により、行わなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>第2号様式及び第3号様式 <u>削除</u></p> <p>第8号様式(第7条第1項)</p>	<p>(公衆浴場の営業の許可)</p> <p>第2条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>(削除)</u></p> <p>(第1号から第11号まで省略)</p> <p><u>(公衆浴場の営業の譲渡による承継の届出)</u></p> <p>第2条の2 <u>省令第1条の2第1項に規定する届書は、公衆浴場営業譲渡承継届出書(第3号様式)とする。</u></p> <p>2 <u>前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>浴場業の譲渡が行われたことを証する書類</u></p> <p>(2) <u>届出者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款又はこれに準ずる書類の写し</u></p> <p>(3) <u>その他保健所長が必要と認める書類</u></p> <p>(公衆浴場の営業事項の変更の届出)</p> <p>第7条 省令第4条の規定による第2条第1項の申請書又は<u>第2条の2第1項、</u>第3条第1項若しくは第4条第1項の届出書に記載した事項の変更の届出は、公衆浴場営業事項変更届出書(第8号様式)により、行わなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>第2号様式 <u>削除</u></p> <p>第3号様式 <u>(第2条の2第1項)</u></p> <p>第8号様式(第7条第1項)</p>	<p>省令改正による第3条新設に伴う削除</p> <p>省令改正による新設</p> <p>第2条の2第1項の追加による改正</p> <p>省令改正による新様式制定</p>

<p>公衆浴場営業許可申請書 公衆浴場営業相続承継届出書 公衆浴場営業合併・分割承継届出書 の記載事項を変更しましたので、公衆浴場法 施行規則第4条の規定に基づき、次のとおり届 け出ます。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>公衆浴場営業許可申請書 <u>公衆浴場営業譲渡承継届出書</u> 公衆浴場営業相続承継届出書 公衆浴場営業合併・分割承継届出書 の記載事項を変更しましたので、公衆浴場法 施行規則第4条の規定に基づき、次のとおり届 け出ます。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>新様式の追加 による追加</p>
--	---	-------------------------

クリーニング業法施行細則（昭和45年2月横浜市規則第11号）新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第6条の2 法第5条の3第2項の規定による届出のうち、相続による営業者の地位の承継の届出は/<u>クリーニング所/無店舗取次店営業/相続承継届出書（第6号様式の2）</u>により、合併又は分割による営業者の地位の承継の届出は/<u>クリーニング所/無店舗取次店営業/合併・分割承継届出書（第6号様式の3）</u>により保健所長に届け出なければならない。</p> <p>2 規則第2条の2第3項において準用する規則第2条の規定による/<u>クリーニング所/無店舗取次店営業/相続承継届出書</u>に添付する書類並びに規則第2条の3第3項及び第2条の4第3項において準用する規則第2条の規定による/<u>クリーニング所/無店舗取次店営業/合併・分割承継届出書</u>に添付する書類は、第1号様式の3とする。</p> <p>第1号様式（第2条第1項） （裏面） 添付書類（※印の書類については、福祉保健センターで確認した後返却します。なお、<u>1の書類のうち平面図、4の書類及び5の書類については、クリーニング業を営む者から当該営業を譲り受ける場合であってこれらの書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます。</u>） （1から5まで省略）</p>	<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第6条の2 法第5条の3第2項の規定による届出のうち、<u>営業の譲渡による営業者の地位の承継の届出は/<u>クリーニング所/無店舗取次店営業/営業譲渡承継届出書（第6号様式の2）</u>により、</u>相続による営業者の地位の承継の届出は/<u>クリーニング所/無店舗取次店営業/相続承継届出書（第6号様式の3）</u>により、合併又は分割による営業者の地位の承継の届出は/<u>クリーニング所/無店舗取次店営業/合併・分割承継届出書（第6号様式の4）</u>により保健所長に届け出なければならない。</p> <p>2 規則第2条の2第3項において準用する規則第2条の規定による/<u>クリーニング所/無店舗取次店営業/営業譲渡承継届出書</u>に添付する書類、規則第2条の3第3項において準用する規則第2条の規定による/<u>クリーニング所/無店舗取次店営業/相続承継届出書</u>に添付する書類並びに規則第2条の4第3項及び第2条の5第3項において準用する規則第2条の規定による/<u>クリーニング所/無店舗取次店営業/合併・分割承継届出書</u>に添付する書類は、第1号様式の3とする。</p> <p>第1号様式（第2条第1項） （裏面） 添付書類（※印の書類については、福祉保健センターで確認した後返却します<u>（削除）</u>。） （1から5まで省略）</p>	<p>省令改正による様式の追加及び様式番号の繰り下げ</p> <p>省令改正による追加及び条ずれに伴う改正</p> <p>省令改正による削除</p>

<p><u>6 その他保健所長が必要と認める書類</u></p> <p>第1号様式の2（第2条第2項） （裏面） 添付書類（※印の書類については、福祉保健センターで確認した後返却します。なお、<u>1の書類のうち平面図、3の書類及び4の書類については、クリーニング業を営む者から当該営業を譲り受ける場合であってこれらの書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます。</u>） （1から4まで省略）</p>	<p><u>（削除）</u></p> <p>第1号様式の2（第2条第2項） （裏面） 添付書類（※印の書類については、福祉保健センターで確認した後返却します<u>（削除）</u>。）  （1から4まで省略）</p>	<p>省令改正による削除</p>
<p><u>5 その他保健所長が必要と認める書類</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>第6号様式の2（第6条の2第1項）</u></p> <p><u>第6号様式の3（第6条の2第1項）</u></p>	<p><u>（削除）</u></p> <p><u>第6号様式の2（第6条の2第1項）</u></p> <p><u>第6号様式の3（第6条の2第1項）</u></p> <p><u>第6号様式の4（第6条の2第1項）</u></p>	<p>省令改正による新様式の追加</p> <p>様式番号の繰り下げ</p> <p>様式番号の繰り下げ</p>



理容師法施行細則（昭和45年2月横浜市規則第9号）新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第6条の2 法第11条の3第2項の規定による届出のうち、相続による理容所の開設者の地位の承継の届出は理容所相続承継届出書（<u>第6号様式の2</u>）により、合併又は分割による理容所の開設者の地位の承継の届出は理容所合併・分割承継届出書（<u>第6号様式の3</u>）により保健所長に届け出なければならない。</p> <p>第1号様式（第2条） （裏面） 添付書類（※印の書類については、福祉保健センターで確認した後返却します。なお、<u>1の書類のうち平面図、2の書類、5の書類及び6の書類については、理容所の開設者から当該営業を譲り受ける場合であってこれらの書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます。</u>） （1から6まで 省略） <u>7 その他保健所長が必要と認める書類</u> （新設）</p> <p><u>第6号様式の2</u>（第6条の2）</p> <p><u>第6号様式の3</u>（第6条の2）</p>	<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第6条の2 法第11条の3第2項の規定による届出のうち、<u>営業の譲渡による理容所の開設者の地位の承継の届出は理容所営業譲渡承継届出書（第6号様式の2）により、</u>相続による理容所の開設者の地位の承継の届出は理容所相続承継届出書（<u>第6号様式の3</u>）により、合併又は分割による理容所の開設者の地位の承継の届出は理容所合併・分割承継届出書（<u>第6号様式の4</u>）により保健所長に届け出なければならない。</p> <p>第1号様式（第2条） （裏面） 添付書類（※印の書類については、福祉保健センターで確認した後返却します<u>（削除）</u>。）  （1から6まで 省略） <u>（削除）</u> <u>第6号様式の2</u>（第6条の2）</p> <p><u>第6号様式の3</u>（第6条の2）</p> <p><u>第6号様式の4</u>（第6条の2）</p>	<p>省令改正による様式の追加及び様式番号の繰り下げ</p> <p>省令改正による削除</p> <p>省令改正による新様式の追加 様式番号の繰り下げ 様式番号の繰り下げ</p>

美容師法施行細則（昭和45年2月横浜市規則第10号）新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第6条の2 法第12条の2第2項の規定による届出のうち、相続による美容所の開設者の地位の承継の届出は美容所相続承継届出書（<u>第6号様式の2</u>）により、合併又は分割による美容所の開設者の地位の承継の届出は美容所合併・分割承継届出書（<u>第6号様式の3</u>）により保健所長に届け出なければならない。</p> <p>第1号様式（第2条） （裏面） 添付書類（※印の書類については、福祉保健センターで確認した後返却します。なお、<u>1の書類のうち平面図、2の書類、5の書類及び6の書類については、美容所の開設者から当該営業を譲り受ける場合であってこれらの書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます。</u>） （1から6まで省略） <u>7 その他保健所長が必要と認める書類</u> （新設）</p> <p><u>第6号様式の2</u>（第6条の2）</p> <p><u>第6号様式の3</u>（第6条の2）</p>	<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第6条の2 法第12条の2第2項の規定による届出のうち、<u>営業の譲渡による美容所の開設者の地位の承継の届出は美容所営業譲渡承継届出書（第6号様式の2）により、</u>相続による美容所の開設者の地位の承継の届出は美容所相続承継届出書（<u>第6号様式の3</u>）により、合併又は分割による美容所の開設者の地位の承継の届出は美容所合併・分割承継届出書（<u>第6号様式の4</u>）により保健所長に届け出なければならない。</p> <p>第1号様式（第2条） （裏面） 添付書類（※印の書類については、福祉保健センターで確認した後返却します（<u>削除</u>）。）  （1から6まで省略） <u>（削除）</u> <u>第6号様式の2</u>（第6条の2）</p> <p><u>第6号様式の3</u>（第6条の2）</p> <p><u>第6号様式の4</u>（第6条の2）</p>	<p>省令改正による様式の追加及び様式番号の繰り下げ</p> <p>省令改正による削除</p> <p>省令改正による新様式の追加 様式番号の繰り下げ 様式番号の繰り下げ</p>

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年3月横浜市規則第27号）

新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(食鳥処理業者の地位の承継の届出)</p> <p>第5条 法第7条第2項の規定による届出は、食鳥処理業者地位承継届出書（第8号様式）に食鳥処理事業許可書及び<u>確認規程認定書</u>を添えて行わなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>第8号様式（第5条）</p> <p>食鳥処理業者の地位を(相続・合併・分割)により承継しましたので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	<p>(食鳥処理業者の地位の承継の届出)</p> <p>第5条 法第7条第2項の規定による届出は、食鳥処理業者地位承継届出書（第8号様式）に食鳥処理事業許可書、<u>確認規程認定書及び地位を承継した事実を証する書面</u>を添えて行わなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>第8号様式（第5条）</p> <p>食鳥処理業者の地位を(<u>事業譲渡</u>・相続・合併・分割)により承継しましたので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	<p>法改正に伴う改正</p> <p>法改正による修正</p>

興行場法施行細則（昭和59年9月横浜市規則第92号）新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(興行場の営業の許可)</p> <p>第2条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、第3号、第4号及び第6号に掲げる書類については、興行場の営業を営む者から当該営業を譲り受ける場合であって興行場の構造設備に変更がないときは、その添付を省略することができる。</u></p> <p>(第1号から第7号省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(興行場の営業の相続による承継の届出)</p> <p><u>第2条の2</u> 法第2条の2第2項の規定による営業者の地位の相続による承継の届出は、興行場営業相続承継届出書（第3号様式の2）により、行わなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(興行場の営業の合併又は分割による承継の届出)</p> <p><u>第2条の3</u> 法第2条の2第2項の規定による営業者の地位の合併又は分割による承継</p>	<p>(興行場の営業の許可)</p> <p>第2条 (第1項省略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>(削除)</u></p> <p>(第1号から第7号省略)</p> <p><u>(興行場の営業の譲渡による承継の届出)</u></p> <p><u>第2条の2</u> 法第2条の2第2項の規定による営業者の地位の営業の譲渡による承継の届出は、興行場営業譲渡承継届出書（第3号様式）により、行わなければならない。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類</u></p> <p>(2) <u>届出者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款又はこれに準ずる書類の写し</u></p> <p>(3) <u>その他保健所長が必要と認める書類</u></p> <p>(興行場の営業の相続による承継の届出)</p> <p><u>第2条の3</u> 法第2条の2第2項の規定による営業者の地位の相続による承継の届出は、興行場営業相続承継届出書（第3号様式の2）により、行わなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(興行場の営業の合併又は分割による承継の届出)</p> <p><u>第2条の4</u> 法第2条の2第2項の規定による営業者の地位の合併又は分割による承継</p>	<p>省令改正により第2条の2を新設したことに伴う削除</p> <p>省令改正による新設</p> <p>第2条の2の新設による条 ずれ</p> <p>第2条の2の新設による条</p>

<p>の届出は、興行場営業合併・分割承継届出書（第3号様式の3）により、行わなければならない。</p> <p>（第2項省略）</p> <p>（興行場の営業事項の変更の届出）</p> <p>第3条 興行場の営業の許可を受けた者は、興行場営業許可申請書、興行場営業相続承継届出書又は興行場営業合併・分割承継届出書に記載した事項を変更したときは、興行場営業事項変更届出書（第4号様式）により、10日以内に、その旨を保健所長に届け出なければならない。</p> <p>（第2項省略）</p> <p><u>第2号様式及び第3号様式 削除</u></p> <p>第3号様式の2 <u>（第2条の2第1項）</u></p> <p>第3号様式の3 <u>（第2条の3第1項）</u></p> <p>第4号様式（第3条第1項）</p> <p>興行場営業許可申請書 興行場営業相続承継届出書 興行場営業合併・分割承継届出書</p> <p>の記載事項を変更しましたので、興行場法施行細則第3条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。</p>	<p>の届出は、興行場営業合併・分割承継届出書（第3号様式の3）により、行わなければならない。</p> <p>（第2項省略）</p> <p>（興行場の営業事項の変更の届出）</p> <p>第3条 興行場の営業の許可を受けた者は、<u>興行場営業許可申請書、興行場営業譲渡承継届出書</u>、興行場営業相続承継届出書又は興行場営業合併・分割承継届出書に記載した事項を変更したときは、興行場営業事項変更届出書（第4号様式）により、10日以内に、その旨を保健所長に届け出なければならない。</p> <p>（第2項省略）</p> <p><u>第2号様式 削除</u></p> <p><u>第3号様式（第2条の2第1項）</u></p> <p>第3号様式の2 <u>（第2条の3第1項）</u></p> <p>第3号様式の3 <u>（第2条の4第1項）</u></p> <p>第4号様式（第3条第1項）</p> <p>興行場営業許可申請書 <u>興行場営業譲渡承継届出書</u> 興行場営業相続承継届出書 興行場営業合併・分割承継届出書</p> <p>の記載事項を変更しましたので、興行場法施行細則第3条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。</p>	<p>ずれ</p> <p>省令改正による様式の追加</p> <p>省令改正による新様式の追加</p> <p>第2条の2新設による条ずれ</p> <p>第2条の2新設による条ずれ</p> <p>様式追加による追加</p>
--	---	---